

# 日本仏教史における太子の位置

奈良女子大学けいはんな公開シンポジウム「聖徳太子像の再構築」

2021/05/08 齊藤恵美

## はじめに

[報告の目的]

なぜ聖徳太子という存在が登場するのか、太子の事績として『日本書紀』に記されることがどのような意義を持つのかを問い、歴史の中で聖徳太子を捉える。

[方法]

立法という行為の意味、十七条憲法とは何かを考える<sup>1</sup>

## ◎ 十七条憲法の構造<sup>2</sup>

人間が社会を維持していく方法

人間という存在の捉え方：「私」のない人間はいない（①⑤⑥⑩⑫⑭⑮）＝全員凡夫（⑩）

…「私」の発見、仏教的言説の転換（人間の絶対的限界「無私」はない）

「私」の増長、マイナスの側面の顕現→社会・世の中の破壊（⑥⑦⑭⑮）

「私」による破壊を防ぐ方法＝「私」をうらみへと転換させない←理性的

「上下和睦（諧）」（①）話し合いの範囲で物事を解決＝「理」を得る（⑰）

絶対的規範（善悪）＝「法」を与える存在「聖」の創出（⑦）—「君」のありかた（③）

←担保としての仏教：長大な時間を経て積み重ねられた経験と知識の集成（②）

他者との関係の表出部を整える「礼」（④）

規範を承認する官人（「私」的利害を離れた者）の創出（⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮）

## ◎ 十七条憲法に見る思想 仏教的言説の転換—人間は悟れない—

・本来の悟り

釈尊：すべてのありようを知る全知性

小乗仏教：全知性は通常人間には理解できない絶対的・超越的な知→釈迦やその教えも絶対的・超越的

---

<sup>1</sup> 十七条憲法は、後世に「国家制法自茲始焉」（『類聚三代格』卷一、序事）と、律令以前に初めて作られた法として認識されており、そこで示されたことが後の国家にとっても重要なものとして捉えられていたことがわかる。これは罰則を伴わず規範を提示することのみを目的に作成された十七条憲法が、画期として立法という行為がいかなるものかを規定し、その本質が後の律令の編纂という立法のありかたに受け継がれたことを示しているのだと考えられる。

<sup>2</sup> 物事の道理に通達した人は少なく、そのため人は徒党を組んで君主や父に従わずに争いを起こす。そうした争いを起こさなくするためには、上下の者が和諧して話し合うことが必要だとする（第一条）。上下和諧については、「私」に背いて「公」に向かって進む臣下の心得がないと実現しないのだが、この心得は法や制度を順守する心情でもある。人は基本的に物事の道理を知らないため、放置しておけば争いが起こり社会は破綻する。それを阻止するために、人々の上に法や制度を守る臣下を置くことの必要性を説く（第十五条）。法は行動や判断・評価などのよりどころとなる基準や原理である規範に則って定められ、道理として善悪や是非を決めるものである。それを順守する者が道理に暗い人々の声に耳を傾け、話し合っ彼らの主張するところが法に敵うかただし、それに反していれば法の示す正しい方向に導くことで、社会は自ずと良くなるというのである（臣下は善悪に則り行動しなくてはいけないとする：第六条・第九条）。そしてこの法は「凡夫」である者には定められず（第十条）、その規範を与えられるのは王（君主）だけであった（第三条）。つまり王は道理に通じ、社会の価値判断の基となる原理を示すことができるただ一人の人間なのである。そういった王の存在を支えるが、仏教であった（第二条）。

大乘仏教：絶対的・超越的な知＝他者と関わり合いながら成立する社会全体をあらわす。長大な時間を経て積み重ねられた経験と知識の集成。この全知性は、絶対的・超越的でありながら社会そのものであるため、獲得には人知を超えた時間を必要とするも、決して人間の手の届かないものではないとされる。全知性の獲得のために、釈迦の言葉として遺された經典の修学と慈悲行の実践が必要とされる。

・聖徳太子の見出したありかた

人間は悟れない ← 「機」の重視（三経義疏）

『法華義疏』…時間の経過によって人々の「機」が変化し、今は人々が「大機」（大乘の教え—『法華経』の教えを信受できる状態）を発する時期であるため、仏教的理想の社会（世界）を築くために『法華経』を説く。

「機」とは…

他からのほたらきによって変化する性質（≠根源的な人間の性質）。思想・考えかた・境遇など人間のありかたのすべてを決定する。様々な外的要因によって規定され、それにより人間は容易く変質する。

★人間というのは他からの作用により容易に変質する存在であり、自身の中に確固とした正しさを持つものではない。そのため自己規律的に社会を構築していくことができないとされ、正しさを示す者から常に教え導かれる必要があると捉えられている。

## まとめ

仏教導入の意義…絶対的な規範を与える存在の創出

○国家と王のありかた

・国家の成立の契機：分業を営む人間のありかたと災害が関係

食料の他者依存の維持→穀物生産（備蓄・交易が可能な食料）

災害による不作→飢饉による大量死

…農業を管理し穀物を補填する装置として生み出されたのが国家<sup>3</sup>

・王の神祇祭祀：崇神天皇の時代の疫病の大流行 ←民を生きかすために採用された方法

自然神の祭祀→現象としてあらわれる災厄を収める<sup>4</sup>

祖先神の祭祀→民を生きかすため農業の生産管理を実施すべく行われる<sup>5</sup>

身分制の確立により農業の生産管理を司る禁欲の王であることを示す

<sup>3</sup> 村上麻佑子「飢饉・疫病と農業・貨幣の誕生」（小路田泰直編著『疫病と日本史—コロナ禍のなかから』敬文舎、二〇二〇年）。

<sup>4</sup> 当時、諸現象の背後には秩序立った神々の存在があるという二元的な世界観があったとされている（谷口美樹「転軸機としての空海」歴史と方法編集委員会編『歴史と方法1 日本史における公と私』青木書店、一九九六年）。背後世界の神の意志は現象世界に生きる人間には理解不能であるため、ひとたび神々の秩序が乱れると、突然現象として顕現し、災厄が引き起こされたのである（佐藤弘夫氏によると、あらゆる神々が自らの意思を示すために起こす現象が「崇り」であり、よって古代における神は本質的に「崇り神」だという：佐藤弘夫『起請文の精神史—中世世界の神と仏』講談社選書メチエ、二〇〇六年）。

<sup>5</sup> この疫病を経験する中で、人々の生活を維持していくために、常日頃から食糧を備蓄・確保する体制を整え、租税の賦課を通じて富める者から貧しき者への富の再分配を行う構造を築くことが求められたという。農業の生産管理というのは、非常に労苦に満ちた行為であり、己の欲求を抑えること（「賢」や「徳」とされる禁欲）をよくなしうる者でなければ実行できない。そのため、それをなしうる者としての王を頂点に据えた国家を作り上げることが目指されたのである。そしてそういった国家を築くためには、「国の本」に農業を置き、農民という身分を構築するという農本主義的イデオロギーを確立する必要があった。特に王は血統によって他から超越した存在でなくてはならなかったため、世襲王制の確立が急がれたのだという（小路田泰直編著『日本史論—黒潮と大和の地平から』敬文社、二〇一七年）。

王の役割＝状況に応じた判断と決定、その行為の原理となる規範を示す

身分制…血統による家職化の成立（氏姓制）

→経験の集積によって承認される慣習、氏族の行動原理の規範へ

王は氏族の規範をまとめ上げ、国家の規範を提示する

※天皇の神祇祭祀の目的

突発的に起こる災厄：自然神への祭祀／災厄の結果起こる飢饉の防止：始祖神の祭祀

・個人の能力によらない王の内面的な有徳を保障しうる方法の確立

社会全体をあらゆる抽象的な神の創出とその神を内に宿す王<sup>6</sup>

内面の有徳を客観的に示せない→求心力の弱さ、それゆえの氏族の規範を統合することの困難さ

・仏教本来の悟り（全知性の獲得）による絶対的な王の創出への試み

・仏教的言説の転換

十七条憲法を支えるシステム

「私」を背負う「まへつきみ」の連合（血統をつなぐことで積み重ねられた慣習を規範とする氏族）

※国家維持の装置として身分制の確立

外敵（朝鮮情勢）と対峙することで結合

↓ ←疫病

「私」的利害から切れた「まへつきみ」の合議へ<sup>7</sup>

おわりに

十七条憲法一条＝他者との関係性そのもの ←人間観：「機」

悟れない人間が正しさを知る…「聖」

絶対的な規範を与える存在／相対的な関係性の中で関係性の全体を知る存在…片岡山の伝説の意味

⇒以後の日本仏教へ

---

<sup>6</sup> 注5 小路田前掲書、小路田泰直「聖書と記紀から読み解く天皇論」（小路田泰直・田中希生編『私の天皇論』東京堂出版、二〇二〇年）。

<sup>7</sup> 十七条憲法第二条の仏教帰依は、立法者としての王を保障すると共に、王の与える法を順守する臣下を創り出すことを企図していた。仏教は正しさの源であり、氏族の規範を相対化するものであった。彼らに期待されたのは、仏という同じ対象を信仰することで、王と王の示す規範を承認し、官職を全うする、王権に直接仕える官人となることだったのである。仏教の体得は全知性の獲得であり、それは個人としての人間の限界を知ること、全知性とは個人の営みの集積であった。そしてこの全知性が完成するためには、個人が社会全体の苦しみの消滅という同じ目的を持つ必要があった。つまり王の全知性が獲得されるには、王と同じ目的と意識を持ち直接人々を導く官人が必要だったのである。第二条に提示される仏教帰依は、王権においては王の絶対性を支える仏教の体得のために、官人においては王の絶対性を信じそれを承認するために必要とされたのである。